

美祿市に新名所!! イルミネーションプロジェクト

表紙の説明

2月11日(土)、一般家庭でクリスマスなどで使用されているイルミネーション約10万個分を借りて、美祿駅駅舎とホーム、隣接するポケットパークを色とりどりのイルミネーションで飾りつけられ、美祿市に期間限定の新名所が誕生しました。

これは、(社)美祿青年会議所が企画されたもので、昨年の美祿線運転再開を機に、暗いイメージのある美祿駅の周りを少しでも明るくし、これから進学や就職などで市外にでていく高校生への思い出づくり、市内外の人が美祿駅を訪れることにより、美祿線や美祿駅周辺を盛り上げるきっかけにしたいと催されました。

また、当日は、多くの人が集まり、無料配布されたぜんざいで冷えた体を温め、来場者全員で点灯のカウントダウンを行い、イルミネーションを楽しんでいました。

イルミネーションは、3月17日(土)までの毎日、18時から22時の間点灯されます。



ぜんざいの無料配布



来場者も飾り付けの手伝い



点灯式

美祿市広報誌(市報)愛称募集!! みなさんのアイデアをお待ちしています

市では、市民の皆さんからのご意見を取り入れ、平成24年度から、市民の皆さんにさらに親しみ、読んでいただけるよう市報をカラー印刷(5月1日・98号から)とし、発行回数を月1回とします。

つきましては、この刷新に合わせて市報の愛称を募集します。

多くの皆さんの応募をお待ちしています。

応募方法

- ①市報・市ホームページに掲載するとともに、出張所・公民館に応募チラシを配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ②市民または、市内に通勤・通学する人であれば、誰でも応募できます。
- ③1人何点でも応募できます。
- ④ハガキまたは募集チラシに、㊦市報の愛称、㊧郵便番号、㊨住所、㊩氏名(ふりがな)、㊪年齢、㊫職業(学校名)及び㊬電話番号を記載し応募してください。

選考方法

応募された中から、市報愛称としてふさわしく、また、親しみやすい愛称1点を決定します。

なお、決定された愛称の応募者が多数の場合は、抽選で1名を表彰し、粗品を贈呈します。

応募に際しての注意

- ①愛称は全10文字以内で表記できるものとしてください。
- ②愛称はオリジナルかつ未発表のものに限ります。また、応募作品に関するトラブルについては、応募者の責任において、解決するものとします。
- ③応募された作品は返却しません。
- ④決定された愛称に関する権利は、美祿市に帰属します。

応募期間

3月1日(土)～3月15日(土) (必着)

応募 ・ 問合せ先	☎0837(52)1128 FAX0837(53)1959 地域情報課 〒759-2292 美祿市大嶺町東分326-1 Eメールjouhou@city.mine.lg.jp
-----------------	--

平成24年度は固定資産税の 評価替えの年です

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に土地、家屋、償却資産(これらを「固定資産」といいます。)を所有している人が、その評価額に応じて納めていただく税金です。

固定資産のうち土地と家屋については、3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。これを「評価替え」といいます。平成24年度は、評価替えの年度にあたります。

土地の評価替え

宅地の状況類似地区及び標準地は、同一用途区分により再区分を行い、地域的な類似性、代替性、地価水準及び地価変動率との関係などを考慮し、市としての統一した基準で見直します。

宅地の評価は、画地ごとに行い、原則として1筆を1画地としますが、利用状況によって、2筆以上の土地を1画地に、また、1筆の一部を1画地にすることもあります。画地ごとに道路、形状などの補正により、各筆の評価を行い、各地域で異なっていた画地の補正を統一し、画地認定の際に違う地目の土地が一体利用されている場合などは、地目を見直す場合もあります。

雑種地については、その位置、利用状況などを考慮し、付近の土地に比準して価額を求めますが、宅地に近い利用状況のものから山林に近い状況のものまで多岐にわたり、地域ごとに比準する土地の基準が異なり、状況に応じた補正の基準も異なっていましたので、評価方法を統一します。

今回も前回(平成21年度)同様、評価の均衡化・適正化・公平化を図るため、鑑定評価などから適正な時価を求め、資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直しますので、一部の土地の評価額が変動する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



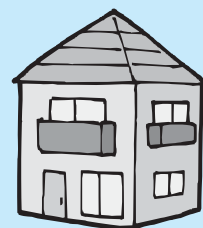
家屋の評価替え

家屋の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、原則として再建築価格(※1)を基準に評価する方法が採用されています。

固定資産評価基準は、3年ごとに建築資材、物価などの動向を調査し改正されます。平成24年度の評価替えの方法としては、前年度の再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じて、評価替え後の再建築費評点数を求めることになります。

なお、新しい評価額は増改築などがない限り3年間同じになります。

- 評価額の算出
- ・前基準年度(平成21年度)の再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じたものが、平成24年度の再建築費評点数になります。
 - ・この再建築費評点数に経年減点補正率(※2)及び物価水準による補正率などから算出される評点1点当りの価額などを乗じることにより、その家屋の評価額を求めます。
 - ・評価額が前年度の価額を超える場合には、決定価額は、原則として前年度の価額に据え置かれます。



現地調査

今後も土地と家屋の現況を的確に把握するため、現地調査を随時進める予定です。現地での調査につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

用語解説

- ※1)再建築価格 … 評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するとした場合に必要な建築費です。
- ※2)経年減点補正率 … 建築後、年数の経過した家屋では、再建築価格をそのままにせず、一定の減少率を乗じて算出します。これを経年減点補正率といいます。この率は、家屋の構造・用途・種類などによって異なり、最も減価したときは再建築価格の20%までとされています。

問合せ先 税務課(☎0837(52)5234)